

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」という。）

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）

代表取締役社長 村尾 和俊

（以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東西」という。）

2 申請年月日

平成 24 年 10 月 26 日

3 実施時期

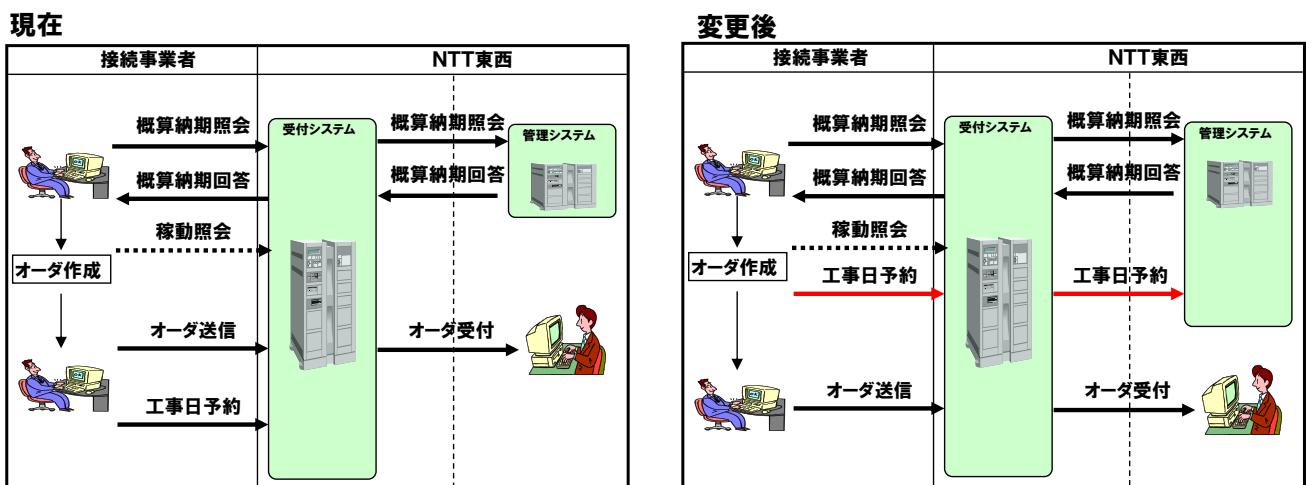
認可後、NTT 東西の準備が整い次第実施。

4 概要

現在、接続事業者が NTT 東西のダークファイバとの接続の申込みを行う際には、接続事業者が NTT 東西に接続申込みを行い、当該申込みが NTT 東西に承諾された後に、工事日の指定を行うこととされている。今般、接続事業者からの要望を踏まえ、接続申込み在先立ち工事日を仮予約し、接続申込みをもって当該仮予約工事日を接続事業者が指定した工事日として取り扱うことを可能とするため、接続約款の変更を行うものである。

また、接続事業者からの要望を踏まえ、当該工事日仮予約に係る付加機能を追加するため、当該機能に係る網改造料を接続約款に新たに規定するものである。

(参考) 光ファイバ開通申込受付システムの機能概要



5 主な変更内容

① 光信号端末回線の工事日仮予約の実現

現在、接続事業者が NTT 東西のダークファイバとの接続を行う際には、接続事業者が NTT 東西に接続申込みを行い、当該申込みが NTT 東西に承諾された後に、工事日の指定を行うこととされている。今般、接続事業者からの要望を踏まえ、接続申込み在先立ち工事日を仮予約し、接続申込みをもって当該仮予約工事日を接続事業者が指定した工事日として取り扱うことを可能とするため接続約款の変更を行うものである。

なお、NTT 東日本においては、光ファイバ開通申込受付システムの改修が必要となる(※)が、当該費用については、年経費化した上で、回線管理運営費として回収が行われる。

※NTT 西日本については既に当該機能を具備しているためシステム改修は行われない。

② 光信号端末回線の工事日仮予約に係る機能の追加

工事日仮予約の実現に当たり、接続事業者からの要望を踏まえ、光ファイバ開通申込受付システムにおいて、接続事業者のオペレーションシステムにて管理しているオーダ番号を NTT 東西のシステムに登録し、工事日予約情報と接続申込情報を当該オーダ番号で括り付けを行う等の付加機能を追加するため、当該機能に係る網改造料を接続約款に新たに規定するものである。

接続約款に新たに規定する網改造機能

対象	概要	算出方法
網改造料	光信号端末回線の工事日仮予約に係る付加機能	接続約款料金表の網改造料の算定式により算出

6 諮問を要しない理由

① 光信号端末回線の工事日仮予約の実現について

本件は接続事業者が NTT 東西のダークファイバとの接続の申込みをする際、接続申込みの前に工事日を仮予約し、接続申込みをもって当該仮予約工事日を接続事業者が指定した工事日として取り扱うことを可能とするため接続約款の変更を行うものであるが、以前より接続申込みの後であれば工事日の指定が可能であったところ、本件は工事日指定の可能時期に係る変更のみである。

② 光信号端末回線の工事日仮予約に係る機能の追加について

本件について、軽微な事項と認められる①の変更に伴う光信号端末回線の工事日仮予約に係る機能の追加である。

このため、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 169 条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第 5 号（平成 20 年 9 月 30 日）に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。